

柿生文化

柿生郷土史料館 情報・研究誌
 住所:川崎市麻生区上麻生 6-40-1
 柿生中学校内
 電話:070-1503-6401、044-988-0004
<http://web-asao.jp/hp2/k-kyoudo>
 第119号

シリーズ川崎の歴史を知ろう！
 「川崎の文化財」-18

麻生区内における旧都筑郡地域の古代の様子を想像してみ
 ましょう(4) ～旧都筑郡地域の遺跡③～

川崎市教育委員会事務局文化財課学芸員 栗田 一生

今回は、前回から引き続き、川崎市域の旧都筑郡内の古代を明らかにする上で重要な遺跡を紹介し、みなさんの身近に貴重な遺跡があることを知っていただければと思います(遺跡の番号は図1中の遺跡番号です)。

⑧五力田東遺跡

五力田東遺跡は、川崎市麻生区五力田2丁目地内に所在し、柿生第1土地区画整理事業に伴い1974(昭和49)年に発掘調査が実施されました。調査面積は約1,180㎡です。調査の結果、平安時代(9世紀後葉～10世紀前葉)の竪穴建物1棟検出されています。

⑨五力田遺跡

五力田遺跡は、川崎市麻生区白鳥4丁目地内に所在し、五力田土地区画整理事業に伴い1987(昭和62)年7月～1988(昭和63)年に第1～3地区で発掘調査が実施されました。調査面積は約1,500㎡です。調査の結果、第3地区で平安時代(10世紀)の竪穴建物1棟が検出されています。

⑩黒川地区遺跡群宮添遺跡

黒川地区遺跡群宮添遺跡は、川崎市麻生区はるひ野1丁目地内に所在し、黒川特定土地区画整理事業に伴い、1986(昭和61)年～1991(平成3)年及び1993(平成5)年に発掘調査が実施されました。調査面積は約9,400㎡です。調査の結果、様々な時代の遺構・遺物が確認されましたが、古代としては、平安時代の竪穴建物33棟、掘立柱建物跡2棟、竪穴状遺構5基、土坑14基が検出されています。

⑪黒川地区遺跡群No.10遺跡

黒川地区遺跡群No.10遺跡は、川崎市麻生区はるひ野1丁目地内に所在し、⑩宮添遺跡から南東側へ一段下がった丘陵斜面に立地しています。黒川特定土地区画整理事業に伴い1986(昭和61)年～1987(昭和62)年及び1989(平成元)年まで発掘調査が実施されました。調査面積は約2,200㎡です。調査の結果、奈良・平安時代の竪穴建物跡3棟が発見されています。

⑫早野上ノ原遺跡…『柿生文化』第107～109号を参照ください。

⑬岡上丸山遺跡…『柿生文化』第110～112号を参照ください。

⑭岡上栗畑遺跡・岡上-4遺跡[岡上廃寺推定地]…『柿生文化』第113号を参照ください。

今回の7遺跡を含め、3号(第117～119号)にわたり計14遺跡の紹介をしました。次回は、いよいよこれら遺跡の立地や出土している遺物等から、古代におけるこの地域の様相を考えてみたいと思います。(つづく)

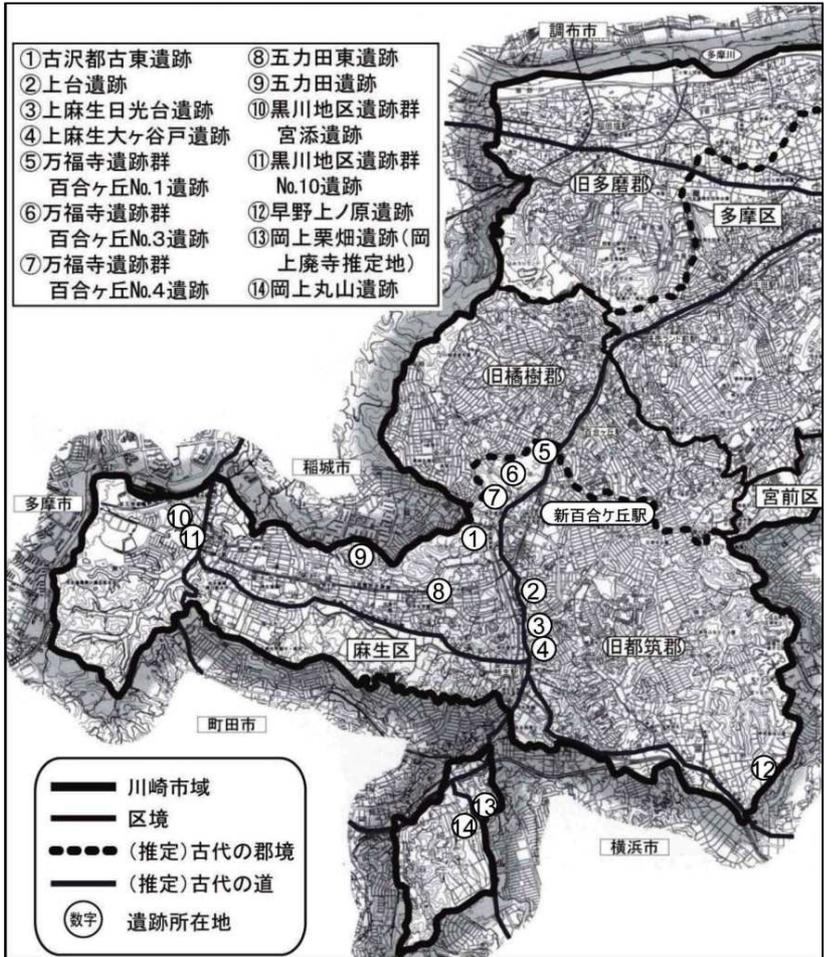


図1 麻生区における古代の郡境(推定)と旧都筑郡地域の主な古代遺跡

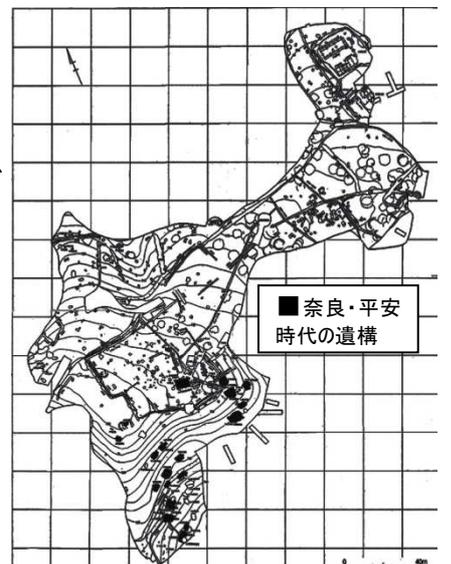


図2 黒川地区遺跡群宮添遺跡における古代の遺構(『黒川地区遺跡群報告書Ⅶ』(1995)に一部加筆)

シリーズ
「麻生の歴史を探る」 第89話

農民騒動 一炭焼き釜打ち壊し事件一

小島 一也 (遺稿)

江戸時代村の支配は、江戸住みの領主に代わって代官が行いましたが、仕事するのは名主、年寄、百姓代で、これを村方三役と呼び、年貢の納入、村民の取り締まり、文書の管理、他村との交際等に当たり、当初これ等の人は、北条氏以来の名家、資産家の中から幕府が任命していましたが、前項義民騒動、鷹狩御用、助郷など幕府の財政が衰えると、領主、村方役人の権威も行き詰っていきます。

寛政四年(1793)、王禅寺村の百姓58名が、村方役人を相手取り農民運動を起こし、領主の増上寺に訴状を出しています(市史)。●村役人が勘定を専断すると負担が増すので減らしてほしい●年貢、諸費用の割り当てには百姓の代表を立ち合わせること●増上寺等への支出金は門割(戸)から石高割(所有地)に応じたものにする●年貢を納める際の費用を門割から石高割にすること、などでした。

諸費用を門割(個別割)から石高割(田畑収入割)に改めよ、というのは、土地を持たぬ農民が同じ負担をするのは不公平だとするもので、これに対し村役人は●門割の方法は昔からの仕来(しきたり)であること●負担の増は物価の高騰によるもので不正はない、と回答。訴状を受けた増上寺では、百姓側を徒党同様の門訴として厳しく叱責したうえで、村役人の行動は古くからの仕様(慣例)で不正はないが、以後の出金は石高割とし百姓の不満の無いようにすること、年貢の割り当て等には百姓の代表を立ち合わせるものとし、訴状を返却させています。このことは明らかに村方の勝利で、村の支配者に地殻変動が起き、騒動終了後、年寄2名が退任し、名主・年寄を訴えた百姓代表のうち1名が百姓代に、1名が年寄に就任し、村運営の民主化だったとも言えます。

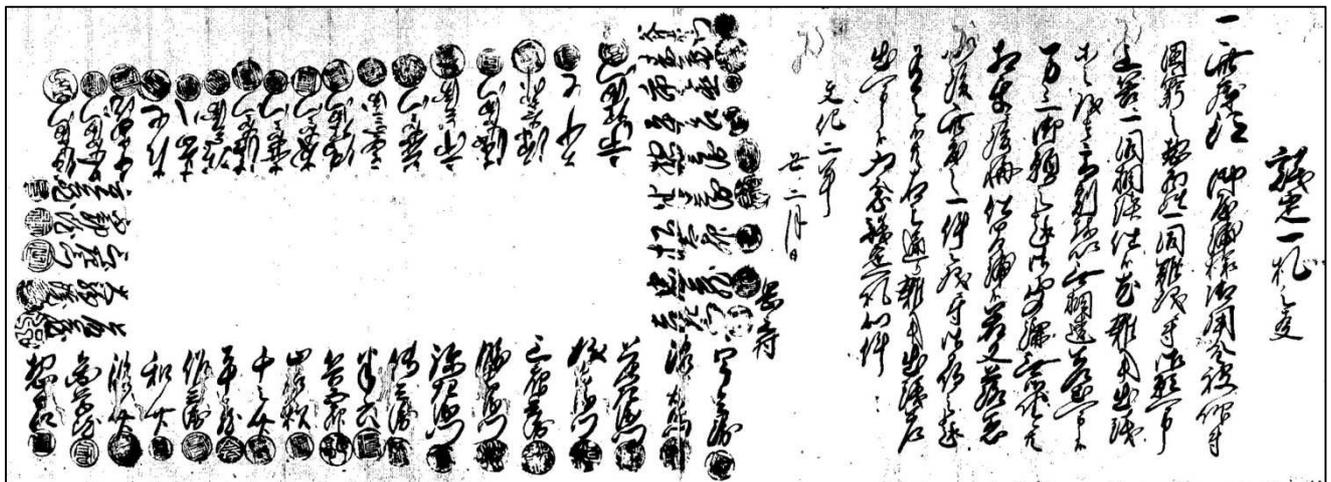
この村方騒動は王禅寺村だけではなく近郷農村にも起こりますが、岡上村では文化二年(1805)「車(くるま)連判状」という珍しい名の訴状を領主大久保矢久郎邸に門訴をしています。当時門訴はご法度で、代表者は犯罪者とされましたが、この連判状は輪状に50余名の署名があり、誰が代表者かわからないようにしたもので、村方役人も承知の上で、江戸の驕奢な生活が幕府旗本の財政窮乏を招き、村方に御用金等の負担を強いる非を、苦しい農民の立場から訴えたものでした。

この江戸時代の中期、全国的に百姓一揆が起きていますが、この地方の旗本領の村方騒動は一揆に至るものでなく終息します。しかし文化十四年(1817)増上寺領の都筑郡川和村、王禅寺村の代表が年貢の軽減を求めて寺社奉行へ駆け込み提訴したことは、郡下増上寺領7ヶ村、さらには橘樹郡下24ヶ村に及ぶもので一揆を呈するものでもありました。これに対して増上寺側は、増上寺由緒・諸役免除を理由にして応ぜず、役人を川和村・王禅寺村に派遣して農民と代表を割こうとはかりますが、農民は拒否して結束を固めて対立が続き、結局は安政三年(1856)村方側の主張を入れ斗升分量で増上寺側は妥協しています。

他村から見ると、王禅寺村は増上寺領の諸役御免で鷹場・助郷が免除され羨ましいと思われそうですが、王禅寺村には王禅寺村の事情があったのでしょう。その王禅寺村に弘化二年(1845)“炭焼き釜打ち壊し事件”が起き、世間を騒がせます。釜の所有者は村の豪農弥五右衛門で、小農の農間渡世に炭焼きを奨励、新釜を増設、村内には19名の炭焼きの家があったそうです。村では犯人は誰かが詮議されました。天保の飢饉の頃にも、世直し一揆と称する打ち壊し事件が起きています。当時弥五右衛門は所有の田畑6町歩余の村一番の豪農で、米穀その他を扱う豪商でもあり、民衆の貧と豪農の富の矛盾を見せつけるものとなっています。

斯うして起きた村方騒動は、訴訟とか、運動とか、一揆とか、その在り方の是非はともかく、騒動は形こそ違え内容は同じで、それは幕府体制下、愚民ともとらえられていた農民の人間としての自覚で、その高まりが騒動として現れたもので、この地方にも維新の芽生えがあったと見るのはいかがでしょう。

参考資料:「川崎市史」「ふるさとを語る(岡上のあゆみ)」「志村家文書(梶家文書)」



岡上村 車連判状

シリーズ
教育の歩み 第1部

学校の誕生と成長(7)

小林 基男(柿生郷土史料館専門委員)

◆パリ大学と国王特許状◆

当時のヨーロッパでは、イギリスやフランス、ドイツにイタリアといった国家はまだ誕生しておらず、パリ周辺を支配地とするヴァロワ朝のフィリップ2世は、ようやく自らの支配地域を少しずつ広げ始めた時期だったのです。そんな国王にとって、パリ大学の権威は、自らの権威を補完する上で、失ってはならない大変重要な存在でした。パリ大学の卒業生は、各地の教会で指導的地位に就いており、当時のローマ教皇もまたパリ大学で学んだ経歴を持つ人たちだったのです。そこからパリ大学は、教皇権の保護を受けている存在でもあったのです。そんなパリ大学に去られては大変です。

慌てた国王は、パリ大学の主張を認め、直接学生に手を下した警官と市民を逮捕させると共に、パリ警視總監をも逮捕投獄したのです。その上で、大学に対して、前号で記した特許状を賦与したのです。そこには、

1. 警官は、現行犯の場合以外、学生を逮捕できない。また逮捕の上は、速やかに教会に引き渡す。
2. 学長と学部長には、事のいかんを問わず、国王の裁判権は及ばない。
3. 学生の侍僕もまた、学生と同じ特権に浴する。
4. 聖職籍にない学生も、聖職籍にあるとみなして、教会の裁判権に服する。

こうして、事態はパリ大学の完勝に終わったのです。大学というよりも、当時の王権(世俗権力)に対する教権の圧倒的優位が、印象に残る出来事でした。大学の自治は、こうして誕生したのです。

◆自由学芸の学部(教養学部)◆

中世の大学では、講義は全てラテン語でした。書物も全てラテン語で書かれていました。そこで、学生たちはいつどこでラテン語を学んだのかが問題になります。教会や修道院に附属した下級の学校が存在する場面もありましたが、そこでは祈りの言葉や典礼書を暗唱して繰り返すことが日課でした。何よりも教区教会の助手を務められる人材を養成することが目的だったからです。

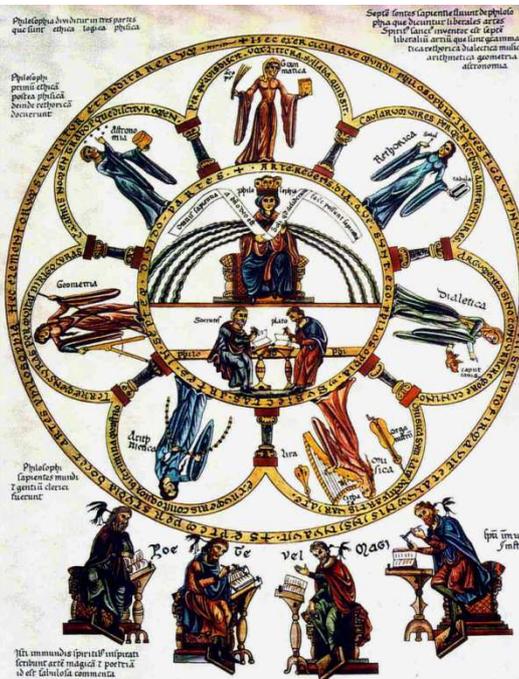
上級学校は、聖職禄を約束されたような、エリート聖職者を養成する機関だったのですが、そうした人物は、まず家庭教師について、ラテン語の読み書きから書物の読解まで、みっちり教えられていたのです。中世の大学は、12世紀末から13世紀にかけて急速に増えてゆきます。それは、中世都市の発達や人口の増加に伴い、支配・被支配の関係も多様に入り組んだ複雑なものとなってきたため、記録を残すことが必要となり、教育のある書記を雇う必要が生じたからでした。また教会においても、教会制度の発達により、教会法もまた様々な法規が追加されて複雑になり、作成すべき書類も大きく増えたことから、大学出身者への期待が高まったのです。

こうして、聖職禄を約束された超エリートの外に、神学や法学の基礎である自由学芸学部(今日で言う教養学部)の卒業生が、あちこちから誘われるようになったのです。そこで、当時の自由学芸学部の教育課程を覗いてみましょう。ここでは、文法・修辞学・弁証学といった言論に関する学芸や言論術などが課題とされ、課程の合格を認められるには、いくつかの関門をクリアする事が必要とされたのです。これがテストの始まりです。

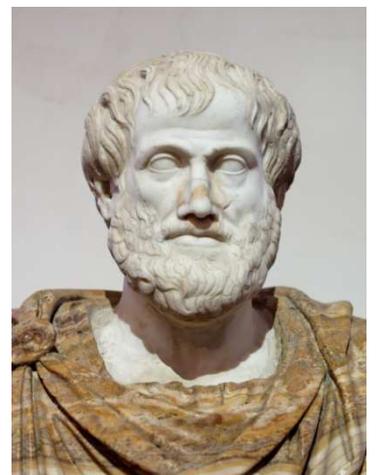
テストはまず、一定の文法学に通じた人たちと議論する事で、「君は文法について、知らないことがないくらいに、良く勉強している。」と認めてもらうことに始まり、修辞学者からも、修辞学の理解についてお墨付きをもらうことが必要でした。その上で、例えばアリストテレスの教えについての論戦で、弁証学の先達と対等の議論を展開する事が求められたのです。これで3科です。

他に数に関する4科がありました。音楽学、算術、幾何学、天文学の4科です。まず音楽家たちと自分のパートを演奏すること。これは楽器の演奏が目的ではなく、音程についての理論的な理解の程度が図られるのですが…。

さらに算術学者たちと計算をすること、幾何学者たちと一緒に土地の測量をすること、天文学者たちと共に天体の運動を観察して、惑星の不規則な軌道を追跡することにも、合格点をもらうことが必要でした。自由学芸の課程を終えるには、ここに記した7科をマスターすることが必要だったのです。現在の大学よりはるかに厳しいですね。(続く)



自由7科と哲学



アリストテレス 彼の精密な論理の組み立ては、中世大学の弁証学や哲学の教材として利用された

柿生郷土史料館催物案内 【入場無料】

◎開館日:奇数月は毎日曜日、偶数月は毎土曜日 (原則として月4回)

4月 7・14・21・28日(毎土曜日)

5月 6・13・20・27日(毎日曜日)

◎開館時間:午前10時～午後3時

第74回
カルチャーセミナー

中世の杉山神社の史料を考える

中世の杉山神社については、数は少ないのですが何点か史料があります。ただその中には、後世になって意図的に作られた偽資料も存在します。そのため、史料の真贋を見極めることが大切な作業になります。

今回は何点かの史料について、その真贋と、偽史料の見極め方をお話しします。

講師：中西 望介氏 (戦国史研究会会員)

日時：4月28日(土) 午後1時30分～3時30分

会場：柿生郷土史料館特別展示室

第14回 特別企画展

「くらしの窓」に見る柿生地区の今昔 その3 ～ 昭和から平成へ ～

昭和30年創刊のミニコミ誌「くらしの窓」が捉えてきた地域の姿を御紹介していますが、今回はその第3弾、昭和から平成への過渡期の頃の地元の姿を展示します。

期間 3月4日(日)～6月23日(土)

場所 柿生郷土史料館特別展示室

柿生郷土史料館友の会
第8回史跡見学バスの旅

下野国の名所巡り 足利学校、鏝阿寺、唐沢山城址

日 時：2018年4月18日(水)

主な見学先：足利学校、鏝阿寺、唐沢山城址

集 合：午前7時45分 新百合丘駅北口

解 散：午後6時30分頃(新百合丘駅北口→柿生駅付近)

募 集：先着44名

参 加 費：9,300円

申し込み：往復はがきに必要事項を記入の上、柿生郷土史料館まで

必要事項：参加者全員の郵便番号、住所、氏名、年齢、連絡先電話番号

送付先：215-0021 川崎市麻生区上麻生6-40-1 柿生中学校内 柿生郷土史料館

(お近くの史料館支援委員にお渡しいただいても結構です)

申込締切：4月5日(木)

問合せ先：小林基男 (080-5513-5154 または 044-989-0622)



柿生郷土史料館友の会へのお誘い

柿生郷土史料館では友の会への入会を常時受け付けております。手作り史料館に参画しませんか。

会員には「柿生文化」の送付や各種イベントへの優先受付などの特典を用意しております。この機会にぜひ入会をご検討ください。詳細は直接当館にお問い合わせいただくか、ホームページ <http://web-asao.jp/hp2/k-kyoudo> をご覧ください。